

江南市部活動の地域展開に関する推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 江南市における部活動の地域展開の推進に関し必要な事項を協議するため、江南市部活動の地域展開に関する推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査及び検討し、その結果を教育委員会へ報告する。

- (1) 江南市の部活動の地域展開の推進に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) スポーツ・文化団体関係者
- (2) P T A等保護者関係者
- (3) 教育・行政機関関係者
- (4) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱又は任命の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、この要綱の施行の日以後最初に開催する会議については、教育長が招集するものとする。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、書面をもって委任した者は出席とみなす。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(実行部会)

第7条 委員会に、実行部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、第2条に規定する事項の調査及び検討並びに計画の素案を作成する。

- 3 部会は、教育委員会の教育・行政機関関係者及びスポーツ・文化団体関係者で組織する。

- 4 部会長は、教育部長をもって充てる。

- 5 部会長は、必要に応じて部会を招集し、部会の会議を総理する。

- 6 部会長は、部会の経過及び結果を委員会に報告するものとする。

(報告)

第8条 委員会は、会議の内容並びに調査及び検討した事項を教育委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、スポーツ推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。